

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
安全弁の点検調整		整補 8－4	
		作 成	令和 7 年 6 月 1 2 日
		変 更	
		作成部隊等名	航空学校宇都宮校整備課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空学校宇都宮校の保有する窒素供給装置安全弁及び酸素窒素供給装置安全弁の点検調整について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次による。

a) 点検調整

経済産業省令で定めている定期自主検査として当該安全弁の作動点検を実施し、正常に作動しない場合には必要な処置を行い、使用可能な状態に回復させることをいう。

b) 営業所等

契約の相手方又はその下請負者の営業所、工場及びその他の関係場所をいう。

c) 契約担当官等

“会計法”第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。

1.3 適用品

適用品は表 1 によるものとし、調達要領指定書で指定する。

表 1－適用品

番号	部品番号	品 名	本体装置名称・型式
1	0 8 F 4 1－C T	安全弁	窒素供給装置 A B－P－4 2 型
2	0 5 F 4 1－C P	安全弁	窒素供給装置 A B－P－4 2 型
3	0 6 F 4 3－A D	安全弁	酸素窒素供給装置 A－1 0 4 P－5 5 1 5 A 型

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S B 8 2 1 0 蒸気用及びガス用ばね安全弁

b) 法令等

高圧ガス保安法（昭和 2 6 年 6 月 7 日法律第 2 0 4 号）

一般高圧ガス保安規則（昭和 4 1 年通商産業省令第 5 3 号）

定期自主検査指針（高圧ガス保安協会）

2 役務に関する要求

2.1 技術基準

技術基準は次による。ただし、次に示す技術基準によることができない場合は、新たに技術資料（3部）を提出し、契約担当官等の承認を受けるものとする。また、既に提出のものと同一の場合は、提出を省略することができる。

- a) 高圧ガス保安法
- b) 一般高圧ガス保安規則
- c) 定期自主検査指針
- d) J I S B 8 2 1 0 蒸気用及びガス用ばね安全弁 第7項 製品検査

2.2 安全弁の点検調整

安全弁の点検調整は、技術基準に基づき、次の手順によって行うものとし、調達要領指定書によって指定する。なお、安全弁毎に状態を確認するため、写真撮影を行うものとする。

- a) 受入検査
- b) 点検
- c) 調整
- d) 表示及び包装

2.3 点検調整実施場所

点検調整実施場所は、“営業所等”とする。

2.4 役務実施時期

役務実施時期は、契約締結日～令和7年3月28日とする。

なお、実施にあたっては日程等について、事前に契約担当官等と調整するものとする。

3 品質保証

3.1 試験成績

点検調整の結果を表す試験成績については、次による。

- a) 試験成績書を安全弁毎に作成し、写真を載せるものとする。
- b) 試験合格時の年月と事業所名を記載した合格証を、安全弁に添付するものとする。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 提出書類

提出書類は、表2による。

表2－提出書類

番号	提出書類	部数	提出時期	注記
1	試験成績書	各1	物品納入時	安全弁毎に1部
2	技術資料	1	必要の都度	2.1の技術基準によることができない場合に提出
3	受領書	2	物品受領時	官側から物品を受領した際、作成する書類

4	納品書・（受領）検査調書	2	物品納入時	
---	--------------	---	-------	--

5 その他の指示

その他の指示については、次によるものとする。

- a) 役務に必要な器材，材料，消耗品は契約の相手方において準備する。
- b) 物品の輸送費は，契約の相手方負担とする。
- c) 点検調整は必要最小限の時間をもって実施するものとする。
- d) 作業中に当該契約の相手方の故意または過失によって発生した損害に係る費用は，全て当該契約の相手方の負担とする。
- e) 点検によって新たに発見された不具合について，部品交換等の追加作業が発生する場合は，契約担当官等と協議するものとする。
- f) この仕様書の内容に疑義が生じた場合は，契約担当官等の指示を受けるものとする。